

令和6年委員会提出議案第2号

江南市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び江南市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和6年5月15日提出

江南市議会議長

伊藤吉弘様

議会運営委員会

委員長 東 猴 史 紘

提案理由

この案を提出するのは、出産のため議会及び委員会の欠席を届け出ることができる日を、出産予定日の8週間前の日からとするため、改正する必要があるからであります。

江南市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

江南市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第91条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市議会会議規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の<u>8週間</u>(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の<u>6週間</u>(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p>
<p>第91条 (略)</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の<u>8週間</u>(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>第91条 (略)</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の<u>6週間</u>(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>